



発行者：一般社団法人 板橋産業連合会 ☎03-3962-0131
東京都板橋区仲宿54-10 板橋産連会館
公式ホームページ URL: <https://itabashisanren.org>

2025年 10月1日
第 1289 号

東京都最低賃金のお知らせ



東京労働局HP

令和7年10月3日から

時間額

1,226円

前年比

63円UP

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～



東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金（地域別最低賃金）は令和7年10月3日から
時間額 1,226円 に改正されます。

- ※ 都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。
 - ※ 最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、各種助成金制度を設けています。
- <問合せ先>

■東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課（TEL 03-3512-1614（直通））

東京働き方改革推進支援センター（TEL 0120-232-865）

■各種助成金について

東京働き方改革推進支援センター（TEL 0120-232-865）



厚生労働省HP



東京労働局HP

賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和 7 年 9 月から制度を拡充！

- ・対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30 円コース	30 ～ 130 万円
45 円コース	45 ～ 180 万円
60 円コース	60 ～ 300 万円
90 円コース	90 ～ 600 万円

活用のポイント 賃上げ+設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を **3 %以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を 5 %増額改定し、10 人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65 万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額 (1 人当たり)
3%以上 4%未満の場合	4 万円 (2.6 万円)
4%以上 5%未満の場合	5 万円 (3.3 万円)
5%以上 6%未満の場合	6.5 万円 (4.3 万円)
6%以上の場合	7 万円 (4.6 万円)

(※) 括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1 年度 1 事業所あたりの支給申請上限人数は 100 人。

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36 協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大 25 ～ 550 万円が助成されます。

コース区分	助成限度額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース (※1)	25 ～ 550 万円	6 ～ 360 万円 (※2)
労働時間短縮・年休促進支援コース	25 ～ 200 万円	
勤務間インターバル導入コース	50 ～ 120 万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組 (賃上げ)+設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
 - ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
 - ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
 - ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う
- (※1) 建設業の場合
(※2) 労働者数 30 人以下の場合は倍額を加算

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者 1 人につき、10 時間の訓練（※1）（訓練経費 10 万円）を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ（※2）を行った場合、7 万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース（人材育成訓練）の場合

※2 5%以上の賃上げまたは資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分（※）	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者 1 人 1 時間あたり 500 円・1000 円
②経費助成率	訓練経費の 45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24 万円・36 万円
③OJT 実施助成額	1 人 1 コースあたり 12 万円～25 万円

活用のポイント

職業訓練＋経費助成等 （訓練終了後の賃上げ等加算）

- ・職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- ・10 時間以上の OFF-JT による訓練等が対象
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります（①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。）。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や**雇用環境の整備**（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ（5%以上）を行った場合、最大 287.5 万円が支給されます。

区分	助成額（※1・2）
①賃金規定制度	50 万円
②諸手当等制度	(40 万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25 万円
⑤健康づくり制度	(20 万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の 62.5% (50%)

活用のポイント

雇用管理改善の取り組み （賃上げ加算）

- ・雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- ・原則、中小企業、大企業どちらも利用可能（※）
- ・助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- ・対象労働者の賃上げ（5%以上）で、助成額を加算

（※）賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

（※1）括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

（※2）①～⑤を複数導入した場合の上限額は 100 万円（80 万円）。⑥を導入した場合の上限額は 187.5 万円（150 万円）。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

- ・ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など（就職困難者等）を継続して雇用する事業主に助成（30 万円～240 万円）
- ・これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成（人材開発支援助成金の活用）及び雇入れから 3 年以内に 5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5 倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

- ・雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して 5%以上賃上げした場合に助成します。
- ・中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち 45 歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該 45 歳以上の者全員を雇入れ前と比較して 5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

- ・在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し 5%以上増加させた場合に助成（上限額 8,870 円／1 人 1 日あたり（1 事業主あたり 1,000 万円））します。

支援策の詳細は厚生労働省 HP でご確認ください。



生成 AI ビジネス活用講座Ⅱ

第2回生成 AI ビジネス活用講座を11月20日（木）に開催いたします。

前回では生成 AI の活用方法を一通り解説していただきましたが、今回は実際にいくつかの生成 AI の利用についてご紹介いただく形で講座を行う予定です。今回初めてご参加いただく会員様には、前回の動画を期間限定で公開する予定です。ご興味をお持ちの方は是非ご参加ください。

資料同封

- ◆ 開催日 令和7年11月20日（木）16:00～18:00
- ◆ 講師 株式会社ぎわい研究所 村上 知也氏
- ◆ 会場 板橋産連会館 2階ホール 板橋区仲宿54-10
- ◆ 費用 無料 ◆ 定員 40名（先着順）
- ◆ 申込方法 同封の申込書又はフォームにてお申込みください



ビジネス英語教室 全6回のご案内

ビジネスで接する機会が多い英語について、ビジネス英文講座を開催いたします。

メールで海外とやり取りが多い方やスキルアップされたい方など多くの方のご参加をお待ちしております。本教室では ChatGPT を活用した英語学習についても触れていきます。

資料同封

- ◆ 募集クラス 基礎クラス 開催時間：18:30～19:40
中級クラス 開催時間：19:50～21:00
- ◆ 開催日 令和7年11月27日（木）～令和8年1月8日（木） 全6回講習
※12月11日、1月1日を除く毎週木曜日（12月11日回は10日（水）に実施予定）
- ◆ 開催方法 会場及びオンライン（ZOOM）のハイブリッド開催
- ◆ 定員 20名程度（先着順）
- ◆ 会場 板橋産連会館2階
- ◆ 費用 会員：無料、一般：3,000円（税込）
- ◆ 講師 ㈱マックスR ニ宮 雅規氏
- ◆ 申込方法 同封の申込書又はフォームにてお申込みください
- ◆ 締切 11月14日（金）必着 ※定員に余裕がある場合は締切後も受付いたします。



普通救命救急講習

板橋産連会員の皆様に緊急時の救命方法を習得していただくため、AED を含む普通救命講習を開催いたします。本講習は事業所での事故等、「いざ」というときに必ず役立ちますので、受講されていない方や再講習を検討されている方は是非ご参加ください。

※最後まで受講された方には認定証が発行されます。（途中からの参加はできません。）

資料同封

- ◆ 日時 令和7年12月5日（金）13:30～16:30
申込書記入の為13:15分迄にお集りください
- ◆ 場所 板橋産連会館 2階ホール
- ◆ 定員 25名（先着順）
- ◆ 費用 会員 無料
一般 1,700円（テキスト代等）+（認定証の発送を希望される場合は別途送料）
- ◆ 申込方法 同封のお申込書又は、フォームにてお申込みください。



労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日（令和7年5月14日）に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。紙面の都合上、主な改正項目のみを列挙しました。詳細は厚生労働省HP等でご確認ください。

① 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

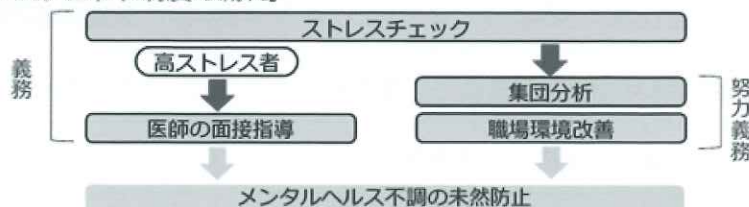
(1) 注文者等の配慮 (R7. 5. 14施行)、(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 (R8. 4. 1施行)、(3) 業務上災害報告制度の創設 (R9. 1. 1施行)、(4) 個人事業者等自身への義務付け (R9. 4. 1施行)、(5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け (R9. 4. 1施行)

② 職場のメンタルヘルス対策の推進（公布後3年以内で政令で定める日から施行）

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター（地さんぽ）の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



③ 化学物質による健康障害防止対策等の推進（詳細省略）

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保（公布後5年以内で政令で定める日から施行）
(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知 (R8. 4. 1施行)
(3) 個人ばく露測定の精度担保 (R8. 10. 1施行)

④ 機械等による労働災害防止の促進等（詳細略）

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し (R8. 4. 1施行)
(2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化 (R8. 1. 1施行)

⑤ 高齢労働者の労働災害防止の推進 (R8. 4. 1施行)（詳細略）

加えて、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました。

⑥ 治療と仕事の両立支援の推進 (R8. 4. 1施行)（詳細省略）

■改正安衛法等に係る特設ページ

労働安全衛生法改正 厚労省



■安全衛生政策全般の紹介ページ

安全・衛生 - 厚生労働省



令和7年度
板橋・練馬・豊島地区

参加費無料

定員130名(先着順)

年末年始労働災害防止 推進大会

資料同封

■日 時 令和7年11月27日(木)
13時30分から16時

■会 場 としま区民センター 8階多目的ホール
当日のプログラム、申込み方法等は同封資料を
ご確認ください。

デラックスミルクチョコレートの販売開始

「日本チョコレート工業協同組合様の特製デラックス
ミルクチョコレートのあっ旋販売を行います。
30枚入りのケース販売のみになりますので、事業
所単位でお取りまとめのうえお申込みください。

資料同封

DELUXE MILK CHOCOLATE
Enjoy the delicious chocolate we made.



原材料価格の高騰により、販
売価格が変更になっておりま
す。ご了承ください。売り切
れ次第終了になります。

理事会・専門委員会など

● 経営委員会

開催日：9月19日 15:00～ 経営状況の確認や遊休スペースの活用策等について協議した。

● 事業企画委員会

開催日：9月22日 16:00～ 個別事業ごとに対象や参加者想定数を明確化すること等を協議した。

《《《 これからの主な行事予定 《《《

開催日	行 事	備 考
10月20日	10月理事会・役員会	産連会館2階ホール
11月20日	生成A I ビジネス活用講座(第2回)	産連会館2階ホール
11月27日	令和7年度年末年始労働災害防止推進大会	としま区民センター
11月27日～	ビジネス英語講座(生成A I 活用を含む)	産連会館2階ホール
12月5日	板橋産連救急救命講習会(普通救命講習)	産連会館2階ホール
12月11日	12月理事会・役員会、忘年会	みかど旅館
R8年1月27日	板橋産業連合会新年賀詞交歓会	区立文化会館大会議室

働く皆様に将来の安心を。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための
国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

① 国の退職金制度!

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさん
もご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等
との資産移換も可能です。



詳しくはホームページ
をご覧ください。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

- 今後の事業予定は決まり次第、産連ニュース、産連ホームページでお知らせします。

《板橋産連ニュースは、板橋区中小企業活性化事業補助金を活用して発行しています。》